

社会教育関係団体の認定に係る手続方法が変わりました！

社会教育関係団体の認定制度とは…

社会教育に関する事業を行うことを主たる目的として活動している団体を「社会教育関係団体」として認定する制度です。

認定を受けた団体は、認定継続のための書類を毎年提出していただく必要があります。提出の時期や提出方法をより分かりやすくするため、認定継続の手続方法を変更しました。



何が変わったの？

認定を継続するために、毎年調査書が必要になりました。6月30日までに「社会教育関係団体認定継続調査書」に直近の総会資料を添えて提出してください。

これまで提出期限は6月30日でしたが、団体によって総会の時期が異なるため、提出が遅れる団体もありました。これに伴い直近の総会資料に変わりましたので、遅れずに提出をお願いします。

また、継続が認められる団体には「社会教育関係団体認定継続通知書」を送付します。



提出しないとどうなるの？

期限までに提出がない場合は認定取消となります。

取消となった場合は、公民館や厚生会館、喜多方プラザなどの社会教育施設を使用する際の使用料の減免が受けられなくなります。

詳しくは裏面「社会教育関係団体の認定を受けるとできること」をご覧ください。



提出先はどこ？

教育委員会生涯学習課に提出してください。

これまでは総会資料を提出することで認定継続としていましたが、これからは「調査書」も必要です。

また、各総合支所住民課・各公民館を通じて提出していただくことも可能です。コピーが必要な場合は予め各団体でご用意いただきますようご協力をお願いします。



※（公財）喜多方市体育協会の加盟団体およびスポーツ少年団単位団の方へ

（公財）喜多方市体育協会事務局および喜多方市スポーツ少年団本部からも総会資料等の提出を求められる場合がありますが、提出の目的や趣旨が違いますので、それぞれに提出してください。

詳しくはホームページ
をご覧ください。→



【お問合せ・提出先】

喜多方市教育委員会生涯学習課生涯学習係

喜多方市字御清水東 7244 番地 2 電話：0241-24-5318

メール：lifelong@city.kitakata.fukushima.jp



裏もあります

社会教育関係団体の認定を受けるとできること

 団体の活動や会議などで公民館や勤労青少年ホーム、厚生会館などを使用する際、使用料が免除されます。

 喜多方プラザを使用する際、使用料の一部の減免が受けられます。（詳しくは喜多方プラザにお問合せください。）

 団体が主催する大会等で市の体育施設を使用する際、使用料が免除されます。

 市の広報・ホームページで団体の活動を紹介します。

そうなのね～



<よくある質問>

◆スポーツ団体編

Q 認定を受けていないと、市の体育施設を使用する時に減免が受けられないの？

A スポーツ少年団の活動や体育協会の主催の大会等で体育施設を使用する際は、使用料が免除されます。詳しくは下の QR コードより「喜多方市運動施設使用料減免措置基準」をご確認ください。

Q 認定を受けていないと、スポーツ少年団の育成助成金がもらえないの？

A 育成助成金は喜多方市スポーツ少年団本部から支払われているものです。認定とは関連がありません。

Q 認定を継続しなければ、スポーツ少年団や体育協会の加盟団体ではなくなってしまうの？

A 加盟団体でなくなることはありません。認定とは関連がありません。

◆文化団体編

Q 認定を受けていないと、市の社会教育施設を使用する時に減免が受けられないの？

A 使用料の減免が受けられません。ただし、各施設の減免基準により減免される場合もあります。

Q 認定を受けていないと、文化協会の加盟団体ではなくなってしまうの？

A 加盟団体でなくなることはありません。認定とは関連がありません。

◆全体編

Q 認定は受けたほうが（継続したほうが）いいの？

A 各団体で認定を受ける目的を定期的に確認し、判断をしてください。
なお、一度認定が取り消しになっても、新たに申請することで認定を受けることができます。

運動施設使用料
減免措置基準



広報などで
活動の紹介を
しませんか？

